

令和8年度障害者ピアサポート研修事業
研修の参加にあたっての留意事項（管理者等版）

事業所の管理者は、従事者の受講申込をされる前に、
必ずすべてのスライドをお読みください

兵 庫 県

内容

- ① ピアサポートとは
- ② 研修の背景と目的
- ③ ピアサポートに関する加算の取扱い
- ④ 算定の経過措置の取扱い
- ⑤ その他の事項について

① ピアサポートとは

「ピア」・「ピアサポート」とは

- 「ピア」とは、仲間、同輩、対象者という意味です。
- 「ピアサポート」とは、自ら障害者疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うことです。
- ピアサポートは、同じ課題や環境を体験する人が、その体験からくる感情を共有することで、安心感や自己肯定感を得られることをいいます。

② 研修の背景と目的

研修の背景

- 令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援を対象とした「ピアサポート体制加算」、就労継続支援B型を対象とした「ピアサポート実施加算」が創設されました。
- 令和6年度に報酬改定において、「ピアサポート実施加算」の対象に自立訓練と共同生活援助が追加されました。また、共同生活援助を対象とした「退去後ピアサポート実施加算」が創設されました。

研修の背景

- ピアサポートの加算の算定の要件には、地域生活支援事業の障害者ピアサポート研修（基礎研修と専門研修）を修了した障害者及び管理者等を配置する必要があります。
- 本研修は、兵庫県が、国の実施要綱に基づいた内容で開催する、上記要件を満たす研修です。

研修の目的

- 障害や疾患の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害者の支援を行うピアサポーターの養成を図ります。
- ピアサポートの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ります。
- 上記の人材の養成を図ることにより、県内の障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進します。

③ ピアサポートに関する加算の取扱い

ピアサポート体制加算の取扱い

対象サービス	自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
報酬単価	100単位／月（体制加算）
算定要件	（１）本研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者 ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者 （２）（１）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 （３）（１）の者を配置していることを公表していること。

ピアサポート実施加算の取扱い

対象サービス	就労継続支援B型
報酬単価	100単位／月
算定要件	(1) 次のア～ウのいずれにも該当する就労継続支援B型事業所において、イの①の者が利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定の単位数を加算する。 ア就労継続支援B型サービス費Ⅳ、Ⅴ又はⅥを算定している イ当該事業所の従業者として本研修を終了した次の者をそれぞれ配置していること ①障害者又は障害者であったと都道府県が認める者 ②当該事業所の従業者 ウイの者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

就労継続支援A型については、ピアサポーターの配置がスコアで評価されます。

ピアサポート実施加算の取扱い

対象サービス	自立訓練（機能訓練）
報酬単価	100単位／月
算定要件	利用者に対して、当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。 （1）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。 ①障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 ②当該指定事業所の従業者 （2）（1）の者により、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

自立訓練（生活訓練）は機能訓練の個所を読み替えてください。

ピアサポート実施加算の取扱い

対象サービス	共同生活援助 (ア 移行支援住居の利用者イ 退居後共同生活援助の利用者)
報酬単価	100単位／月
算定要件	利用者に対して、当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。 (1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。 ①障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 ②当該指定事業所の従業者 (2) (2)の者により、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

加算の算定に関することは、
各指定権者にお問い合わせください。

サービス	所管
計画相談支援	各市町
障害児相談支援	
自立生活援助	事業所所在地を管轄する健康福祉事務所 ※政令市、中核市の場合は各該当市
地域移行支援・地域定着支援	
共同生活援助	
就労継続支援 B 型	ユニバーサル推進課 ※政令市、中核市の場合は各該当市
就労継続支援 A 型	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	

⑤ その他の事項について

その他の事項について

研修の内容や、修了証書交付までの流れ、合理的配慮については、

「令和8年度兵庫県ピアサポート研修事前資料－研修の内容編－（共通版）」

をご確認ください。